

総務・警察常任委員会及び
予算特別委員会総務・警察分科会
議事次第

令和6年9月26日（木）
午後1時30分～
於：第6委員会室

1 開 会

2 報告事項

3 審査依頼議案（質疑終結まで）

4 閉 会

総務・警察常任委員会 出席要求理事者名簿
(令和6年9月府議会定例会)
(9月26日)

【知事直轄組織・知事室長】	
知事室長	畑 中 健 司
秘書課長	森 江 誠
国際課長	山 本 隆 裕

【知事直轄組織・職員長】	
職員長	林 田 匡 民
職員長付理事 (職員総務課長事務取扱)	牧 隆 志
人事課長	鍛 智 行

【総務部】	
総務部長 (京都市域担当)	吉 井 俊 弥
総務部副部長	山 田 智 樹
総務部副部長 (財政課長事務取扱)	松 浦 快 仁
総務調整課長	山 本 茂 樹
政策法務課長	上 田 良 幸
自治振興課長	山 崎 遼 太 郎
府有資産活用課長	大 饗 秀 和

【公安委員会】	
公安委員長	増 田 壽 幸
警察本部長	白 井 利 明
総務部長	仲 川 徹
警務部長	石 飛 誠
地域部長	谷 正 徳
交通部長	奥 野 雅 義
警備部長	入 澤 正 二
サイバー対策本部長	小 野 孝 一
警務部参事官 (警務課長事務取扱)	上 田 博 之
会計課長	北 川 靖

(計 23 名)

総務・警察常任委員会 出席要求理事者名簿
(令和6年9月府議会定例会)
(9月27日)

【審査依頼議案（適否確認）】

【総務部】	
総務部長 (京都市域担当)	吉 井 俊 弥
総務部副部長	山 田 智 樹
総務部副部長 (財政課長事務取扱)	松 浦 快 仁
総務調整課長	山 本 茂 樹

(計 4 名)

総務・警察常任委員会 出席要求理事者名簿
 (令和6年9月府議会定例会)
 (9月27日)

【所管事項（監査委員事務局、人事委員会事務局、公安委員会）】

【監査委員事務局】	
監査委員事務局長	足 立 操
監査第一課長	小 林 京 子
監査第二課長	丸 山 紀 夫

【人事委員会事務局】	
人事委員会事務局長	片 岡 美 佳
人事委員会事務局次長 (総務任用課長事務取扱)	石 塚 健 一
職員課長	南 有 紀 宏

【公安委員会】	
公安委員長	増 田 壽 幸
警察本部長	白 井 利 明
総務部長	仲 川 徹
警務部長	石 飛 誠
生活安全部長	西 山 亮 二
地域部長	谷 正 徳
刑事部長	田 中 靖 之
交通部長	奥 野 雅 義
警備部長	入 澤 正 二
サイバー対策本部長	小 野 孝 一
京都市警察部長	西 岡 寛
警務部参事官 (警務課長事務取扱)	上 田 博 之
総務部次長 (総務課長事務取扱)	内 海 英 明
生活安全部次長 (生活安全企画課長事務取扱)	西 田 勝 志
地域部次長 (地域課長事務取扱)	入 澤 今 日 子
刑事部次長 (刑事企画課長事務取扱)	深 石 宗 良
交通部次長 (交通企画課長事務取扱)	中 西 恵 一
警備部次長 (警備第一課長事務取扱)	加 島 清 弘
サイバー対策本部副本部長 (サイバー企画課長事務取扱)	塩 野 亜 由 美
会計課長	北 川 靖

(計 26 名)

総務・警察常任委員会 出席要求理事者名簿
 (令和6年9月府議会定例会)
 (9月30日)

【知事直轄組織・知事室長】	
知事室長	畑 中 健 司
秘書課長	森 江 誠
広報課長	法 谷 道 哉
国際課長	山 本 隆 裕

【知事直轄組織・職員長】	
職員長	林 田 匡 民
職員長付理事 (職員総務課長事務取扱)	牧 隆 志
人事課長	鍛 智 行
総務事務センター長	田 中 久 仁 子

【知事直轄組織・会計管理者】	
会計管理者	木 村 真 子
会計課長	大 路 裕 子

【総務部】	
総務部長 (京都市域担当)	吉 井 俊 弥
総務部副部長	山 田 智 樹
総務部副部長 (財政課長事務取扱)	松 浦 快 仁
総務部理事 (税務課長事務取扱)	佐 藤 昌 昭
総務部企画参事	仲 村 貴 人
総務調整課長	山 本 茂 樹
政策法務課長	上 田 良 幸
自治振興課長	山 崎 遼 太 郎
入札課長	野 木 孝 洋
府有資産活用課長	大 饗 秀 和

令和6年9月定例会 総務・警察常任委員会 報告事項

(知事直轄組織 (知事室長))

- 地域における日本語教育推進プラン (第2次) の中間案について

(知事直轄組織 (職員長))

- 京都府人材確保・育成指針の見直しについて

(総務部)

- 刑法等の一部改正に伴う関係条例の整理に係る骨子案について
- 市町の境界変更について
- 府民利用施設のあり方検証結果報告について

(警察本部)

- 左京警察署の再編について
- 「警戒の空白」を生じさせないための地域警察運営について
- 京都府警察手数料徴収条例の一部改正について
- 経済安全保障に関する取組について

地域における日本語教育推進プラン(第2次)の中間案について

令和6年9月
知事直轄組織(知事室長)

1 改定の趣旨

令和5年12月末の府内の外国人住民数は約7万5千人と過去最多となったほか、国においては、特定技能1号及び2号の対象職種の拡大や「育成就労」の導入など、積極的に外国人労働者やその家族を受け入れる方針であり、今後も多様な形で外国人住民のさらなる増加が見込まれる。

こうした大きな社会情勢の変化、外国人住民や地域の状況、課題、ニーズ等に対応するため、外国人住民の日本語コミュニケーション能力の向上を目的とし、「地域における日本語教育推進プラン」を改定する。

2 改定の方針

- 第1次プランにおける、日本語教室がない空白地域の解消などの取組は継続しつつ、上記のとおり様々な社会の変化に伴う新たな課題に対応する。
- 日本語教室が、外国人住民の日本語学習を支援するとともに、外国人住民と日本人住民の交流の場にもなっていることを改めて認識する。
- 日本語教室の意思と多様性を尊重しつつ、日本語教室や企業等が必要な支援を選択できるよう、専門人材による支援やオンラインの活用など様々な取組を提供し、伴走支援する。

3 改定の概要

(1) 3つの重点アクション

- 【重点アクション1】企業の日本語教育への参画や帯同家族への学習支援
- 【重点アクション2】登録日本語教員など専門人材やオンラインの活用
- 【重点アクション3】日本語教室の多様な機能への理解促進と支援拡大

(2) 施策の方向性と具体的取組

- ①多様なニーズに応じた学習の場(機会)の確保
 - ・日本語教室の空白地域の解消
 - ・企業との連携促進・企業の日本語教育への参画
 - ・外国人労働者の帯同家族への学習支援
- ②日本語教育人材の確保及び持続可能な教室運営
 - ・学習支援者の不足・高齢化への対応
 - ・専門人材の活用、オンラインの活用、学習到達目標の設定
- ③地域における多文化共生社会への理解と参画促進
 - ・自治体や地域住民に向けた意識啓発
 - ・日本語教室の多様な機能への理解促進と支援拡大

(3) 計画期間 令和7年1月～概ね5年間

(4) 数値目標と進捗管理

- ・学習支援者養成者数、新たに日本語教育に参画した企業数など数値目標を設定
- ・進捗状況を把握し、課題等を次につなげるPDCAサイクルによるマネジメントを実施

4 今後の進め方(予定)

令和6年9月 中間案の策定・議会報告 ⇒10/1(火)～21(月)パブリックコメント実施
12月 最終案の策定・議会報告

地域における日本語教育推進プラン
(第2次)
中間案

令和6年9月
京都府国際課

目 次

第1	改定の趣旨	1
第2	現状分析	
1	府内の外国人住民について	1
(1)	府内の外国人住民数	
(2)	府内の外国人労働者数	
(3)	日本語指導が必要な子どもの数	
2	地域における日本語学習の場（機会）について	2
3	学習支援者について	3
4	学習者について	3
第3	改定の方針	4
第4	目指すべきすがた	5
第5	3つの重点アクション	5
第6	施策の方向性と具体的取組	
1	多様なニーズに応じた学習の場（機会）の確保	6
(1)	これまでの成果	
(2)	今後取り組むべき課題	
(3)	具体的取組	
2	日本語教育人材の確保及び持続可能な教室運営	8
(1)	これまでの成果	
(2)	今後取り組むべき課題	
(3)	具体的取組	
3	地域における多文化共生社会への理解と参画促進	10
(1)	これまでの成果	
(2)	今後取り組むべき課題	
(3)	具体的取組	
第7	推進体制	11
第8	計画期間	13
第9	数値目標	13
第10	改定プランのマネジメント	14

第1 改定の趣旨

京都府は、行政、経済団体、大学等で構成する「京都産学公連携海外人材活躍ネットワーク」を設置し、多様な外国人が安心して活動し暮らせるための受入体制を構築し、人材確保から多文化共生まで、オール京都でサポートすることとしています。

外国人が地域の担い手・働き手として参画し、様々な国籍や文化を持った府民が相互に理解を深め、互いを尊重し合いながら暮らす多文化共生社会を実現するためには、外国人住民が、必要な日本語によるコミュニケーション能力を身につけることがその一助となることから、地域における日本語教育を推進し、日本語学習の場（機会）を確保する必要があります。

令和元年6月に施行された「日本語教育の推進に関する法律」で、地域日本語教育の推進が自治体の責務となったことを受け、令和元年12月に「地域における日本語教育推進プラン」を策定し、それに基づき、市町村や関係団体等と連携し、新規の地域日本語教室（以下「日本語教室」という。）の開設支援や、学習支援ボランティア（以下「学習支援者」という。）の養成など、外国人住民への日本語教育の体制整備を進めてきました。

そのような中、令和5年12月末の府内の外国人住民数は、前年同期比7千人増の約7万5千人と過去最多となったほか、国においては、特定技能1号及び2号の対象職種の拡大をはじめ、技能実習制度に替わる新たな就労制度である「育成就労」の導入など、積極的に外国人労働者やその家族（配偶者や子ども）を受け入れる方針であり、今後も外国人住民のさらなる増加が見込まれます。

こうした大きな社会情勢の変化、外国人住民や地域の状況、課題、ニーズ等に対応するため、外国人住民の日本語コミュニケーション能力の向上を目的とし、「地域における日本語教育推進プラン」を改定します。

第2 現状分析

1 府内の外国人住民について

（1）府内の外国人住民数

- 府内の外国人住民は、コロナ禍を除いて年々増加しており、令和5年12月末現在で74,664人と過去最多となっています。
- 国籍別では、①韓国又は朝鮮(29.8%)、②中国(26.8%)、③ベトナム(12.5%)、④ネパール(5.2%)、⑤フィリピン(3.9%)の順に多く、特にネパールは令和元年と比較して約3.7倍と急増しています。
- 在留資格別では、①特別永住者(25.1%)、②留学(23.6%)、③永住者(13.4%)の順に多く、この3つで62%を占めており、次いで、④技能実習(7.7%)、⑤技術・人文知識・国際業務(7.3%)が多くなっています。
- 市町村別では、①京都市(74.2%)、②宇治市(4.6%)、③八幡市(3.4%)、④京田辺市(1.8%)、⑤福知山市・亀岡市(1.7%)となっており、広域散在の傾向が見られます。

○外国人住民の人口に占める割合を見ると、府全体では 2.9%となっており、市町村別では、①久御山町(6.7%)、②宇治田原町(5.2%)、③京都市(3.8%)、④八幡市(3.69%)、⑤井手町(3.67%)となっています。

※出典：京都府国際課調査(令和5年12月末現在)

(2) 府内の外国人労働者数

○府内の外国人労働者を雇用している事業所は 5,237 か所、外国人労働者数は 28,506 人(令和5年10月末現在)となっており、年々増加しています。

○産業別では、①製造業(29.4%)、②宿泊業・飲食サービス業(14.7%)、③教育・学習支援業(12.7%)、④卸売業・小売業(12.1%)、⑤サービス業(他に分類されないもの)(8.9%)の順となっています。

○在留資格別では、①専門的・技術的分野の在留資格(34.4%)、②資格外活動(留学含む)(21.6%)、③技能実習(20.3%)、④身分に基づく在留資格(19.8%)、⑤特定活動(3.9%)の順となっています。

※出典：厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ(令和5年10月末時点)」

(3) 日本語指導が必要な子どもの数

○府内の日本語指導が必要な外国籍の児童・生徒数は、令和5年5月現在で 338 人となっており、前回調査が行われた令和3年と比較し 28.0%増加しました。この増加率は国全体の増加率(21.2%)よりも 6.8 ポイント高く、近畿府県では最高となっています。一方、日本語指導が必要な日本国籍を有する児童・生徒数は 67 人で、令和3年と比較し 38.0%減少しました。

○このように、日本語指導が必要な外国籍の児童・生徒が増えており、学校種別で見ると、小学校が 211 人(令和3年 160 人)、中学校が 59 人(令和3年 65 人)、高校が 37 人(令和3年 18 人)、義務教育学校が 30 人(令和3年 18 人)、特別支援学校が 1 人(令和3年 3 人)となっています。また、日本語指導が必要な日本国籍を有する児童・生徒は、小学校が 50 人(令和3年 69 人)、中学校が 7 人(令和3年 26 人)、高校が 4 人(令和3年 4 人)、義務教育学校が 5 人(令和3年 9 人)、特別支援学校が 1 人(令和3年 0 人)となっています。

○家庭等で使用する頻度の高い言語別で見ると、日本語指導が必要な外国籍児童・生徒は①中国語(107 人)が最も多く、次いで②ベトナム語(33 人)、③英語(28 人)、④日本語(17 人)、⑤フィリピン語(13 人)の順となっています。また、日本語指導が必要な日本国籍を有する児童・生徒は①中国語(19 人)、②英語(14 人)、③日本語(13 人)、④フィリピン語(11 人)、⑤韓国・朝鮮語(3 人)の順となっています。

※出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(令和5年度)」

2 地域における日本語学習の場（機会）について

○令和6年7月現在で、府内 17 市町に開設されている 31(京都市域 9、南部地域 11、北部地域 11)の日本語教室が、外国人住民が生活に必要な日本語学習を行う場(機会)として主要な役割を担っています。

○9 市町村には日本語教室が開設されておらず、教室が開設されていない市町村の外国人住民が、近隣市町村の教室に通っているケースも見られます。

- 一方、日本語教室が開設されている地域においても、待機者が生じる、不十分なスペースでの学習を余儀なくされている、開設時間帯や曜日が仕事や生活の都合と合わないことがあるなど、希望するすべての外国人住民に十分な学習環境が提供できているとは言い難い状況となっています。
- 外国人住民の増加に伴い、その家族、とりわけ子どもに対する学習環境を整える必要性が増しています。

3 学習支援者について

- 府内の日本語教師(常勤・非常勤)・学習支援者の数は、令和4年11月現在1,266人です。このうち日本語教室等における人数は550人で、うち497人(90.4%)がボランティアとして活動されています。
- 学習支援者は高齢化が進んでおり、後継者育成が課題となっています。
- 特に府南部地域では、外国人住民が急増しており、学習支援者不足や会場定員の都合で、学習者の受入れが困難な地域があります。
- その他の地域でも、学習支援者の不足や、仕事や家庭の事情等で支援者の都合が合わず、日本語教室の開催が難しい地域もあります。また、運営スタッフが不足しており、一部の支援者に負担が集中している状況もあります。
- 学習者の増加とともにニーズも多様化しており、特に、全くの初学者への対応に苦慮するケースも増加しています。
- 学習支援者に対しては、少額の交通費相当額が支給されている事例もあるものの、ボランティア保険加入以外の活動補償なしという日本語教室がほとんどで、こうした教室を中心に、実費弁償の実現が求められています。
- 研修の受講など学習支援者がスキル向上に取り組まれている例もありますが、多くは交通費も含めて自己負担での参加となっています。
- ボランティア主体で運営しているため、決まった活動拠点がなく、学習場所の確保や施設の使用料の負担が課題となっている地域もあります。

※出典：文化庁「日本語教育実態調査(令和4年度)」、京都府国際課によるヒアリング(令和5年度)

4 学習者について

- 府内の日本語学習者は令和4年11月現在6,167人で、このうち大学等機関で2,344人、日本語学校等で3,193人、日本語教室等で630人が学んでいます。
- 日本語教室で学ぶ外国人住民の多くは技能実習生などの労働者や帯同家族です。
- 彼らは日本語教室のほか、有償の教材やオンライン講座による自主学習で日本語を学んでいます。
- 所属する企業の配慮があり、日本語教室に通うことができる学習者がいる一方で、仕事の都合により、通えない学習者もいます。
- 日本語教室に通えない学習者からは、オンラインの学習機会を望む声があります。

※出典：文化庁日本語教育実態調査(令和4年度)、京都府国際課によるヒアリング(令和5年度)

第3 改定の方針

1 様々な社会の変化に伴う新たな課題に対応します。

国においては、今後も積極的に外国人労働者を受け入れる方針であり、帯同家族を含めた外国人住民はさらに増える見込みです。

他方、日本語教室における学習支援者の不足・高齢化が加速するとともに支援者の負担が増大しており、それを補う新たな対応が必要となっています。

また、コロナ禍を経て、生活のあらゆる場面でオンラインの活用が進んでいます。今後、外国人住民の散在により日本語教室の開設が難しい地域や、教室がある市町村でも距離や開催曜日などにより教室に通えない外国人住民向けに、オンラインを最大限に活用するなど、新しい課題に対応します。

2 第1次プランにおける取組を継続します。

日本語教室がない空白地域の解消に向けた新規教室の開設支援や既存教室の運営支援、行政・日本語教室・外国人雇用企業等によるネットワーク構築など、第1次プランにおける取組を継続します。

3 各日本語教室が、外国人住民の日本語学習を支援するとともに、外国人住民と日本人住民の交流の場にもなっていることを改めて認識します。

日本語教室が、日本語学習の場であるだけでなく、外国人住民にとって、学習支援者との会話を通して気軽に、様々な文化や習慣、防災情報等を学び、相談等を行う「地域の居場所」に自ずとなっているとともに、日本人住民にとっても交流を通して相互理解を深め、多文化共生を実践する場にもなっていることを改めて認識します。

4 各日本語教室の意思と多様性を尊重します。

地域によって状況や環境（人口構成、交通・情報通信基盤等）が異なる上、日本語教室ごとにその成立や構成、目的、ボランティアの価値観などが異なります。

そのため、教室の開催頻度や形態、学習支援者の養成・スキルアップ、登録日本語教員やいわゆる日本語教師など日本語教育の専門人材（以下「専門人材」という。）の活用、他団体との連携等について、各日本語教室の意思と多様性を尊重します。

5 日本語教室や企業等が必要な支援を選択できるよう様々な取組を提供し、必要性や希望に応じて伴走支援します。

他方、日本語教室や企業等も社会の変化や新しい技術等に対応し、変化していくことが必要です。

そのため、日本語教室や企業等が必要な支援を自ら選択できるよう様々な取組（メニュー）を提供し、ボランティアによる学習支援と専門人材による日本語教育が車の両輪となって地域日本語教育を提供できるよう、必要性や希望に応じて伴走支援します。

第4 目指すべきすがた

千年の間、日本の都であった京都では、これまでも国内外から様々な歴史や文化を持った人々が集い、交流する中で、あらゆる分野において京都ならではの新しい価値を生みだしてきました。

様々な形で外国人住民が増え、これまで以上に多文化共生を推進していかなければならない中で、大人から子どもまで京都で暮らす外国人住民が、労働や生活や学習に必要な日本語によるコミュニケーション能力を身につけるとともに、日本人住民が多文化共生社会や地域日本語教育への理解を深めることにより、社会のあらゆる場面で誰もが同じ社会の一員としていきいきと暮らせる地域づくりを進めます。

第5 3つの重点アクション



【重点アクション1】 外国人労働者を雇用する企業の日本語教育への参画や 帯同家族への学習支援を進めます

外国人労働者が日本語能力を向上させることは、労働者自身の社会参加を容易にするとともに、企業にとっても生産性が向上することにつながります。そのため、企業が日本語教育の意義を理解し、外国人労働者が日本語学習に取り組みやすい職場環境づくりに取り組むなど、日本語教育への参画を進めます。

また、配偶者や子どもなどの帯同家族が社会に参加していけるよう、専門人材による初期日本語教育及び日本語教室への移行支援、外国人児童・生徒が学びやすい環境づくりなど、きめ細かに対応します。



【重点アクション2】 登録日本語教員など専門人材やオンラインの活用を進めます

国は、日本語教師の専門性を確立し、教育の質を保証するため、新たな国家資格である「登録日本語教員」制度を導入するなど、日本語教育において専門人材を活用していく方針です。そのため、地域日本語教育においても、学習や指導が難しいと言われる初期日本語教育や日本語教室へのサポートなど様々な場面で専門人材の活用を進めます。

また、コロナ禍を経て一般的になったオンラインを活用し、外国人住民の散在により日本語教室の開設が難しい地域や、教室がある市町村でも距離や開催曜日などにより教室に通えない外国人住民に対し、日本語教育を提供します。



【重点アクション3】 日本語教室の多様な機能への理解を促進し、支援を拡大します

日本語教育を円滑に進めるには、地域住民の多文化共生社会への理解が基盤となります。そのため、多くの地域住民に、誰もがいきいきと暮らせる多文化共生社会の意義を理解していただき、日本語教室への参画や外国人住民との交流などにつなげます。

第6 施策の方向性と具体的取組

1 多様なニーズに応じた学習の場（機会）の確保

大人から子どもまで京都で暮らす全ての外国人住民が、生活や仕事に必要な日本語を身につけることができるよう、地域において日本語を学習することのできる場（機会）を確保します。

具体的には、外国人労働者とともに、その帯同家族（配偶者、子ども）も増えることを踏まえ、それぞれの社会的な立場に応じ、きめ細かに対応します。

（1）これまでの成果

○日本語教室の空白地域の解消

府内の日本語教室数は5年間で5教室増（令和元年度 26教室→令和6年度 31教室）

○地域日本語教育コーディネーターの配置

府内の各地域における日本語教育の体制整備を進めるため、地域日本語教育コーディネーターを配置（令和6年度 計4人、うち総括1人）

○専門人材による初期日本語教育の実施

（公財）京都府国際センターにおいて、日本語教室のモデルとなる、専門人材による初期日本語教室を開講（令和2～5年度で、320人がモデル日本語教室を受講）

（2）今後取り組むべき課題

①日本語教室の空白地域の解消

現在でも日本語教室が開設されていない9市町村において、日本語学習を希望する外国人住民の学習の場（機会）を確保するため、教室を開設し、引き続き空白状態の解消に努める必要があります。

なお、現在の空白地域は、外国人住民数が少ない、大都市圏に近く近隣自治体の日本語教室に通えるなどの理由で、教室開設の機運がなかなか高まらない状況です。そのため、新規教室の開設にこだわらず、オンラインの活用や広域連携などによりカバーすることで、実質的に解消していくことも方策とします。

②企業との連携促進・企業の日本語教育への参画

日本語教室は、外国人労働者についても、外国人住民として受け入れています。全ての学習希望者を受け入れるのは困難な状況です。

「日本語教育の推進に関する法律」においては、外国人等を雇用する事業主は「雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習の場（機会）の提供や支援に努める（努力義務）」とされており、企業や経済団体への働きかけが必要です。

また、外国人労働者の獲得については、世界中で争奪戦が起こっており、その中で京都が選ばれるためには、外国人労働者にとっての魅力を高めるための取組が必要です。企業が積極的に外国人労働者に日本語の学習の場（機会）を確保することで、職場でのコミュニケーションが円滑になり、生産性が向上するなど企業側にもメリットがあると同時に、生活しやすくなることで労働者の定着にもつながります。

③外国人労働者の帯同家族への学習支援

外国人労働者は監理団体などから一定の学習の場（機会）が得られる一方、その配偶者や子ども（学齢期・学齢超過）への初期日本語教育の場（機会）確保には、とりわけ留意する必要があります。

また、外国人児童・生徒が学びやすい教育環境づくりには、京都府や府教育委員会、市町村、市町村教育委員会が連携して取り組む必要があります。

（3）具体的取組

具体的取組		
①日本語教室の空白地域の解消	学習支援者養成講座の開催	
	教室開設・運営に関する助言・サポート	
	近隣教室における、空白地域の外国人住民の受入れ協力	
	教室開設が困難な地域の外国人住民向けのオンライン講座の提供	
②企業との連携促進・企業の日本語教育への参画	従業員が日本語学習に参加しやすい職場づくり <ul style="list-style-type: none"> ・日本語学習に関する教材や情報、Wi-Fi 環境の提供 ・就業時間内の日本語学習を業務として位置づけ ・時間外に日本語学習に従事する場合に時間外勤務手当の支給 ・日本語教室のある日の残業の抑制 ・日本語能力試験に合格した場合の奨励金制度 など 	
	上記に取り組む企業や経済団体に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・専門人材による伴走支援など、京都企業人材確保センターによる個別支援 ・先進モデル事例の共有 	
	日本語教室への参画など、日本人従業員による学習支援	
	専門人材の派遣やオンラインによる企業内日本語教室の開設	
	「やさしい日本語」を活用した社内コミュニケーション研修の実施	
	外国人労働者を雇用する府内企業の実態把握	
	企業に向けた日本語教育の重要性に関する意識啓発・理解促進	
	③外国人労働者の帯同家族への学習支援	専門人材による初期日本語教育及び日本語教室への移行支援
	外国人児童・生徒が学びやすい環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・公立小中高校における日本語指導などの支援員の配置充実 ・公立高校入学者選抜における、外国人生徒等への対応 ・府立高校における、日本語指導が必要な生徒を対象とした「特別の教育課程」の実施 ・「やさしい日本語」を活用した、教員向けのコミュニケーション研修の実施 	
		④その他（継続的な取組）
		(公財)京都府国際センターにおける初期日本語教室の開催

2 日本語教育人材の確保及び持続可能な教室運営

地域において日本語を学習することを希望する外国人住民が、状況と能力に応じて学習できるよう、学習支援者の確保と養成、スキルアップを支援するなど、持続的な日本語教室への運営支援に取り組みます

また、専門的知識や教育経験のある専門人材の活用により、日本語教育スキルの向上や学習支援者の負担軽減を図ります。

(1) これまでの成果

- 学習支援者の養成（4年間で99回、400人を養成）
- 学習支援者のスキルアップ支援（4年間で37回、307人が研修を受講）
- 府内の市町村や日本語教室等が集まり、情報共有や意見交換を行う「日本語教室ネットワーク会議」の開催により、ネットワーク構築を支援
- 市町村が地域の実情に応じて主体的に地域日本語教育が実施できるよう、市町村に対する補助金を創設（R5：10市町、R6：10市町が活用）
- 地域交響プロジェクト交付金の重点課題対応プログラムに「多文化共生」を追加し、教室運営を支援（R2：8団体、R3：10団体、R4：9団体、R5：4団体が活用）
- 上記の交付金を活用する団体等が集まり、取組内容等を紹介し合い、交流する「パートナーシップミーティング」の開催により、団体間のネットワーク構築を支援
- 「京都にほんご教室マップ」を多言語（日本語、英語、ネパール語、フィリピン語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語）で作成

(2) 今後取り組むべき課題

①学習支援者の不足・高齢化への対応

府内の外国人住民数の増加に伴い、日本語教室での学習を希望する外国人住民が増える一方で、教室を支える学習支援者の不足が顕著となっています。

各地域では継続的に養成講座を開催していますが、人口減少や定年延長などにより以前に比べると参加者が少なく、多くの地域で、新たな学習支援者の確保が大きな課題となっています。

また、高齢化により学習支援者が引退するなど持続的な運営が困難な日本語教室や、新たな学習希望者の受け入れを断ったり、子どもへの初期日本語教育に大きな負担を感じたりするケースなどもあります。

そのため、大学や学生の集積により人材が豊富であるという京都の強みや、コロナ禍で普及したオンラインなどを活用することで、学習支援者の負担軽減や教室運営を支える新たな仕組みの構築が必要となっています。

②専門人材の活用

学習支援者と専門人材による地域日本語教育は車の両輪であり、専門的知識や教育経験のある専門人材の活用により、日本語教育スキルの向上や支援者の負担軽減を図ることが必要です。

③学習到達目標の設定

学習者、学習支援者ともに、学習目標があった方がモチベーションを保ちやすくなるため、学習者が目指す目標を定めることが望ましいです。

(3) 具体的取組

具体的取組	
①学習支援者の不足・高齢化への対応	
	学習支援者養成講座やスキルアップ研修の開催
	時間や距離の制約のため、対面で日本語教室に参加しづらい学習希望者が、オンラインを活用し、在宅学習できる仕組みの構築
	近隣市町村の日本語教室が連携し、学習希望者の受入れ協力を行うとともに、学習支援者が相互に行き来する仕組みの構築
	近隣市町村の日本語教室に関する広報の協力
	日本語教育を学ぶ学生ボランティア等が参画する仕組みづくり
②専門人材の活用	
	(公財)京都府国際センターに日本語教育の専門人材を配置
	学習支援者とともに日本語教育に取り組む専門人材の活用
	学習内容や教授方法等について助言・サポートする専門人材の活用
	オンライン初期日本語教室を行う専門人材の活用（「生活 Can do ^{※1} 」の活用）
③学習到達目標の設定	
	「日本語教育の参照枠 ^{※2} 」の B1 を推奨（独自の目標設定も可）
④その他（継続的な取組）	
	地域日本語教育コーディネーターによる教室運営に関する助言やサポート
	日本語教室ネットワーク会議の開催による、情報交換や事例の横展開、ネットワーク構築支援
	間接補助金制度による市町村への財政支援
	地域交響プロジェクト交付金による日本語教室等への財政支援
	「京都にほんご教室マップ」等による学習希望者への情報提供

※1 「生活 Can do」とは


国内に在住する外国人が日常生活において、日本語で行うことが想定される言語活動（病院に行く、買い物をする、電車に乗る、宅配便を利用するなど）を例示したもの

※2 「日本語教育の参照枠」とは

日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み

日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

基礎段階の言語使用者		自立した言語使用者		熟達した言語使用者	
A1	A2	B1	B2	C1	C2



B1：仕事、学校、娯楽でふだん出会うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。

3 地域における多文化共生社会への理解と参画促進

学習者と地域住民の日常的な交流を深め、市町村や企業、関係団体等との連携を促進することなどにより、外国人住民の地域社会での孤立を防ぎ、日本人住民と外国人住民がお互いを理解し尊重する地域づくりを進めます。

(1) これまでの成果

○地域における日本語教育の総合的な推進

有識者や実践者、行政（労働や福祉、教育部門含む）などで横断的に構成する「日本語教育推進事業総合調整会議」を設置し、外国人住民や地域の状況・課題を踏まえた日本語教育施策全般の協議を実施

○市町村や日本語教室等のネットワーク構築の支援【再掲】

○市町村をはじめ企業、関係団体等と連携し、地域一体となって地域日本語教育を推進するための仕組みづくりのため、多様な主体が参加する意見交換会を実施

○日本人住民等に向けた地域日本語教育に関する意識の醸成

（地域日本語教育シンポジウムや多文化共生研修の開催など）

(2) 今後取り組むべき課題

①自治体や地域住民に向けた意識啓発

誰もが同じ社会の一員としていきいきと暮らすために、互いの理解を深め、互いを尊重し合いながら暮らす多文化共生への理解を、日本人、外国人を問わず深める必要があります。

そして、日本語教育は外国人住民のためだけではなく、これからの日本社会が外国人住民とともに生きていく上でコミュニケーションのツールとして欠かせないものであり、そういった意識を自治体や地域住民が共有し、地域全体の課題として認識し、日本語教育を推進する必要があります。

②日本語教室の多様な機能への理解促進と支援拡大

日本語教室は、日本語学習の場であるだけでなく、外国人住民にとって、様々な文化や習慣、防災情報等を学び、気軽に相談等を行う「地域の居場所」となるとともに、日本人住民にとっても交流を通して相互理解を深め、多文化共生を実践する場となっています。

日頃、日本語教育に関わりのない地域住民や企業、団体なども含め地域の様々な主体が関心を持ち、学習支援者としての参画や寄付等による財政支援など様々な形で、日本語教室に関わり支援してもらえよう、教室の多面的機能や重要性を認識してもらう必要があります。

(3) 具体的取組

具体的取組	
①自治体や地域住民に向けた意識啓発	集客力のある地域住民向けイベントなど、様々な機会を活用し、多文化共生社会の重要性や日本語教育の重要性を広く周知

②日本語教室の多様な機能への理解促進と支援拡大	
日本語教室に関する情報の発信	
学習者と日本人住民の交流機会の創出	
③その他（継続的な取組）	
「日本語教育推進事業総合調整会議」の開催等による地域における日本語教育の総合的な推進	
日本語教室ネットワーク会議の開催による、情報交換や事例の横展開、ネットワーク構築支援【再掲】	
市町村・企業等が参加する意見交換会の開催	

第7 推進体制

1 京都府

京都府は、「日本語教育推進に関する法律」及び本プランに基づき、市町村や市町村国際交流協会等多様な主体と連携し、府域全体の日本語教育を推進するための計画を策定し、それに基づく施策を実施し、他の実施主体を支援します。

《国際課》

- ・府域における日本語教育体制の総合的な体制づくり及び推進
- ・多様な主体(市町村、市町村国際交流協会、日本語教室、企業等)との連携促進
- ・地域における多様な主体のネットワークづくり
- ・日本語教室の空白地域の解消及び市町村・日本語教室等の運営支援
- ・他地域における先進事例、モデル事例の共有、横展開
- ・地域における日本語教育の実態やニーズの把握
- ・日本語教育に関する広報、府民の理解促進

《労働政策室》

- ・外国人労働者が日本語学習に取り組みやすい職場づくりの推進

《教育委員会》

- ・外国人児童・生徒が学習しやすい学校づくりの推進

2 公益財団法人京都府国際センター

地域の国際交流協会の中核的な役割を担う機関として、府と緊密に連携・協働し、日本語教育を推進するために必要な取組や、日本語教室の空白地域の解消、市町村・日本語教室等の取組への支援を進めます。

- ・府内の日本語教育の中核的な推進母体
- ・地域における多様な主体のネットワークづくり
- ・日本語教室の空白地域の解消及び市町村・日本語教室等の運営支援

3 市町村

「日本語教育推進に関する法律」に基づき、地域住民にとって最も身近な基礎自治体として、外国人住民の日本語教育に関するニーズの把握に努め、地域の実情に応じた日本語教育の場づくりを推進します。

- ・地域における日本語教育推進方針や実行体制づくり
- ・地域における日本語教育の実施（日本語教室の設置・運営）
- ・学習支援者の養成、スキルアップの実施
- ・日本語教室の拠点となる施設の提供
- ・医療、福祉、防災、教育等の関係機関、相談窓口等との連携
- ・日本語教育に関する広報、地域住民の理解促進

4 市町村国際交流協会

市町村と連携して、地域における日本語教育を推進するために必要な取組を進めるとともに、外国人住民が地域で活躍する機会や、地域住民と交流する場を創出します。

- ・地域における日本語教育の実施（日本語教室の設置・運営）
- ・学習支援者の養成、スキルアップの実施
- ・外国人住民が交流・相談を行う居場所の提供

5 地域日本語教室

外国人住民が生活に必要な日本語を学ぶ場であると同時に、学習支援者との会話を通して、様々な生活情報や文化習慣、防災情報等を得たり、相談等を行ったりする「地域の居場所」でもあり、また、日本人住民にとっても交流を通して相互理解を深め、多文化共生を実践する場でもあることが期待されています。

6 企業

「日本語教育推進に関する法律」に基づき、国や府、市町村が実施する日本語教育の推進に関する施策と連携し、雇用する外国人労働者やその家族に対し、職務又は生活に必要な日本語の習得に向けた学習の場（機会）の提供や学習支援に努めます。

- ・雇用する外国人労働者への日本語学習の場（機会）の提供
- ・外国人労働者が日本語学習に取り組みやすい職場環境づくり

7 日本語教育関係団体（京都にほんごRingsなど）

「日本語教育推進事業総合調整会議」等で、日本語教育や教室運営等に関する知見やアドバイスを共有します。

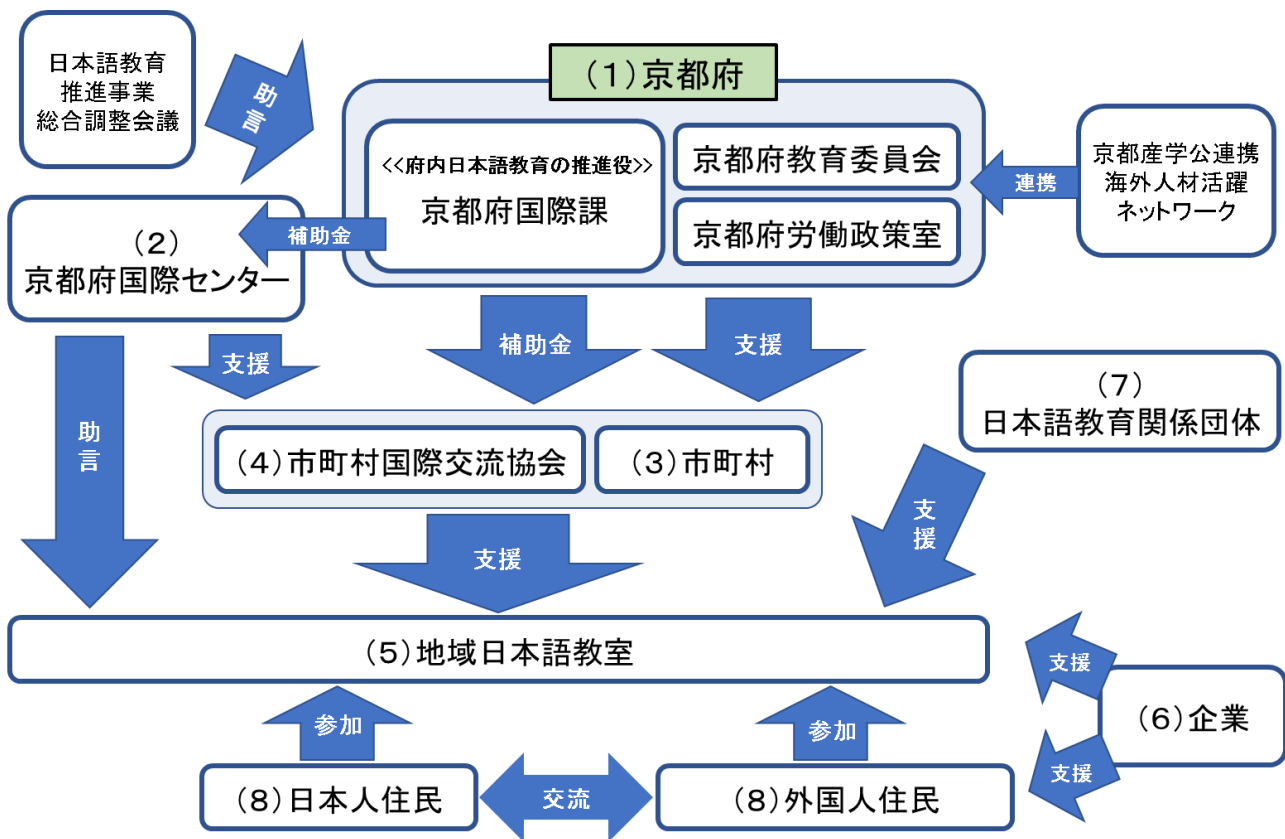
8 京都府民

日本人住民と外国人住民は、同じ京都府民として、互いの言語や文化に関する理解を深め、多文化共生の地域づくりに参画することが期待されます。

外国人住民は、ライフステージに応じた継続的な日本語学習に努めるとともに、地域の担い手として積極的に地域の活動に参加することが期待されます。

また、日本人住民は、「やさしい日本語」を利用してコミュニケーションを図ったり、日本語教室の学習支援者として活動したりするなど日本語教室の支援者として参加するなど、積極的に外国人住民と交流を深めることが期待されます。

＜推進体制図＞



第8 計画期間

令和7年1月～概ね5年間

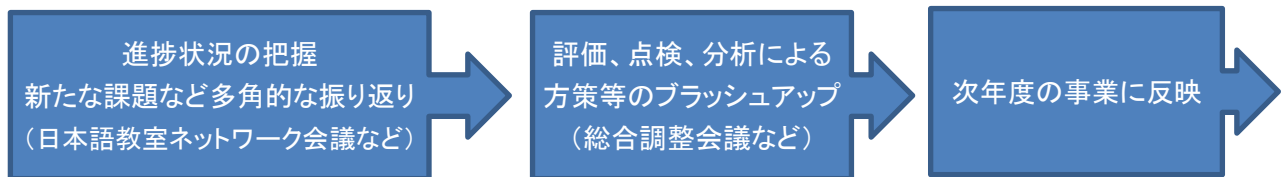
第9 数値目標

指標	年度					出典 (R5 基準値)
	R7	R8	R9	R10	R11	
学習支援者養成者数 (各年度)	60	60	60	60	60	国際課調べ (47人)
専門人材による初期日本語教育 における学習者数 (各年度)	100	100	100	100	100	国際課調べ (74人)
新たに日本語教育に参画した企業数 (累計)	1	2	3	4	5	国際課調べ (-)

第10 改定プランのマネジメント

改定プランの推進に当たっては、掲げている数値目標の客観的な評価によって進捗状況を把握するとともに、新たな課題が生じていないか、また、社会情勢から乖離していないかなど、多角的な視点で振り返りを行います。

このように、把握した成果や課題を次の展開につなげる PDCA サイクルによるマネジメントを実施し、目指すべき将来像を実現します。



京都府人材確保・育成指針の見直しについて

令和6年9月
知事直轄組織(職員長)

京都府人材確保・育成指針(府指針)につきましては、令和2年4月の策定時に取組期間を概ね5年間とし、状況の変化等に応じて見直しを図ることとしているところです。

つきましては、令和7年度の見直しに向けて以下のとおり検討を進めておりますので、御報告いたします。

<検討の方向性>

▶ 以下の観点から、見直しを実施

- ・京都府総合計画の実現に向けて、将来にわたって良質な府民サービスを提供できる執行体制の確立に必要な人材の確保・育成・定着を図る
- ・人材獲得競争の激化や働き方改革、職員の年齢構成の変化、DXへの対応など、社会情勢の変化や新たな課題へ対応
- ・総務省の「人材育成・確保基本方針策定指針」(R5.12策定)や「京都府行財政運営方針」(R6.3策定)等を参照し、必要な事項を反映

<検討方法>

- ▶ 各分野の専門家で構成する「人事政策研究会」を開催し、府指針の見直し内容について幅広く意見を聴取し、見直しを実施
- ▶ 主に以下の4つの観点から検討

①人材育成

- ・府政の中核を担う世代の職員が少ない年齢構成を踏まえた、若手職員の早期育成
- ・職員の定年引上げに伴い増加する高齢職員のモチベーション維持・向上 など

②人材確保

- ・生産年齢人口の減少や労働力の流動化が進む中での優秀な人材の確保・定着
- ・特に必要数の確保が困難な技術職員の確保、育成 など

③職場環境の整備

- ・柔軟な働き方の推進やデジタル技術を活用したワークスタイルの確立により、全ての職員がワーク・ライフ・バランスを保ちながら活躍できる職場環境整備 など

④デジタル人材の育成・確保

- ・デジタル技術の活用による新たな行政課題への対応や業務効率化を推進するため、デジタル専門人材の確保や職員のデジタルリテラシー、業務改善能力の向上 など

<今後の進め方>

- ▶ 令和6年12月府議会 見直し(案)の骨子報告
- ▶ 令和7年2月府議会 見直し(案)の最終報告
- ▶ 令和7年4月 新指針による取組の開始

刑法等の一部改正に伴う関係条例の整理に係る骨子案について

令和6年9月
総務部

「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」を定める刑法等の一部改正に伴う関係条例の整理に係る条例骨子案は、下記のとおりです。

本件条例案については、京都地方検察庁と案文について協議の上、上程予定です。

記

1 法改正の概要（令和7年6月1日施行）

- 「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」を創設する。
- 執行猶予制度の一部見直しを行う。
- 関係法律について改正を行うとともに、所要の経過措置を設ける。

2 関係条例の整理に係る条例骨子案

(1) 題名（仮称）

「刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理及び経過措置に関する条例」

(2) 条例案の内容

ア 関係条例（30 条例※）の一部改正 詳細は裏面のとおり

- 罰則及び人の資格（資格要件）について定める関係条例の規定中「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改めるなど、所要の整理を行う。

※ 府議会所管の1条例（議長から知事宛てに提案依頼があったもの）を含む。

改正項目	関係条例数 (重複あり)	改正内容
(ア) 罰則	25 条例	・「懲役」「禁錮」を「拘禁刑」に改正
(イ) 人の資格 (資格要件)	6 条例	・ 同上 ・ 執行猶予制度の一部見直しに伴う整理

イ 経過措置

- 施行前の行為についての罰則の適用に係る経過措置、アによる条例の一部改正に伴う経過措置等を定める。

3 今後のスケジュール

令和6年9月～ 京都地方検察庁協議
12月 議案上程
令和7年6月1日 改正法の施行

関係条例一覧

【再】は再掲（同一条例の重複）

1 「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改める条例（30 条例）

(1) 罰則関係（25 条例）

ア 「懲役」の規定があるもの

- (ア) 京都府屋外広告物条例（昭和 28 年京都府条例第 30 号）
- (イ) 京都府立自然公園条例（昭和 38 年京都府条例第 25 号）
- (ウ) 京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例（昭和 51 年京都府条例 44 号）
- (エ) 青少年の健全な育成に関する条例（昭和 56 年京都府条例第 2 号）
- (オ) 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年京都府条例第 23 号）
- (カ) 拡声機による暴騒音の規制に関する条例（平成 5 年京都府条例第 3 号）
- (キ) 京都府環境を守り育てる条例（平成 7 年京都府条例第 33 号）
- (ク) 京都府迷惑行為等防止条例（平成 13 年京都府条例第 17 号）
- (ケ) 京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例（平成 14 年京都府条例第 42 号）
- (コ) 京都府暴走族等の追放の促進に関する条例（平成 15 年京都府条例第 8 号）
- (サ) 京都府豊かな緑を守る条例（平成 17 年京都府条例第 43 号）
- (シ) 京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平成 19 年京都府条例第 51 号）
- (ス) 京都府統計調査条例（平成 21 年京都府条例第 9 号）
- (セ) 京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 21 年京都府条例第 12 号）
- (ソ) 京都府風俗案内所の規制に関する条例（平成 22 年京都府条例第 22 号）
- (タ) 京都府暴力団排除条例（平成 22 年京都府条例第 23 号）
- (チ) 京都府遊泳者及びプレジャーボートの事故の防止等に関する条例（平成 26 年京都府条例第 7 号）
- (ツ) 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例（平成 26 年京都府条例第 20 号）
- (テ) 京都府薬物の濫用の防止に関する条例（平成 26 年京都府条例第 52 号）
- (ト) 京都府行政不服審査会条例（平成 28 年京都府条例第 13 号）
- (ナ) 災害からの安全な京都づくり条例（平成 28 年京都府条例第 41 号）
- (ニ) 京都府森林水源地域の保全等に関する条例（平成 30 年京都府条例第 22 号）
- (ヌ) 京都府情報公開・個人情報保護審議会条例（令和元年京都府条例第 62 号）
- (ネ) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和 4 年京都府条例第 33 号）
- (ノ) 京都府議会個人情報保護条例（令和 4 年京都府条例第 37 号）※議会依頼分（R6.8.30 付）

イ 「禁錮」の規定があるもの

京都府環境を守り育てる条例（平成 7 年京都府条例第 33 号）【再】

(2) 人の資格関係（6 条例）

ア 「懲役」の規定があるもの

- (ア) 京都府吏員恩給条例（昭和 9 年京都府条例第 4 号）・・・恩給の受給要件
- (イ) 京都府心身障害者扶養共済条例（昭和 46 年京都府条例第 8 号）・・・給付金の受給要件

イ 「禁錮」の規定があるもの

- (ア) 京都府吏員恩給条例（昭和 9 年京都府条例第 4 号）【再】・・・恩給の受給要件
- (イ) 職員の給与等に関する条例（昭和 31 年京都府条例第 28 号）・・・期末勤勉手当の受給要件
- (ウ) 職員の退職手当に関する条例（昭和 31 年京都府条例第 30 号）・・・退職手当の受給要件
- (エ) 京都府立自然公園条例（昭和 38 年京都府条例第 25 号）【再】・・・指定認定機関の指定要件
- (オ) 京都府心身障害者扶養共済条例（昭和 46 年京都府条例第 8 号）【再】・・・給付金の受給要件
- (カ) 京都府控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定める手続に関する条例（平成 24 年京都府条例第 50 号）・・・控除対象法人の指定要件

2 執行猶予制度の一部見直しに伴う整理（1 条例）

人の資格関係

京都府吏員恩給条例（昭和 9 年京都府条例第 4 号）【再】

市町の境界変更について

令和6年9月
総務部

令和5年3月に廃校となった京都府立宮津高等学校伊根分校の用地について、伊根町が跡地利活用を進めるために用地の境界等の調査を行ったところ、飛び地として宮津市地番の土地が多数存在することが確認されました。

これを解消するために、地方自治法第7条の規定による境界変更の手続きを進めておりますので、下記のとおり御報告いたします。

記

1 編入用地等

- (1) 変 更 用 地 京都府立宮津高等学校伊根分校跡地（一部周辺道路等含む）
- (2) 編 入 宮津市から伊根町へ
- (3) 面 積 7,301.13 m²（学校用地、道路、田・畑）
- (4) 建設予定施設 薬局、定住促進住宅、保育所

※薬局は令和8年4月から営業開始予定、定住促進住宅と保育所は時期等未定

2 今後の手続き及びスケジュール

令和6年9月、10月

- ・京都府議会9月定例会にて概要報告
- ・伊根町議会及び宮津市議会において境界変更に係る議案を上程
議決後、伊根町及び宮津市から京都府に境界の変更を申請

令和6年12月

- ・京都府議会12月定例会に境界変更の議案を上程
議決後、京都府から総務省に境界の変更を届出

令和7年3月

- ・総務大臣告示予定

令和7年4月1日

- ・境界変更の効力発生予定

府民利用施設のあり方検証結果報告について

令和6年9月
総務部

府民利用施設のあり方について、外部有識者からなる「府民サービス等改革検討委員会」において意見を聴取するとともに、下記のとおり検証結果をとりまとめましたので、御報告いたします。

記

1 趣旨

社会経済情勢が変化する中、これまで以上に府民満足を高め、多様で質の高い、利用者により魅力あるサービスを提供していくために、府民利用施設のあり方について今日的な検証を行うもの

2 対象施設

令和6年度に指定管理者等の選定替えを行う施設 計6施設

3 検証結果の概要

区分	施設数	施設名
見直し	-	該当なし
要改善	4	京都府中丹文化会館 京都府丹後文化会館 京都府長岡京記念文化会館 京都府立堂本印象美術館
継続	2	京都府立丹後海と星の見える丘公園 京都府立府民ホール

⇒ 各施設の検証結果は、1～8頁のとおり

<参考> 府民サービス等改革検討委員会 委員名簿

氏名	職業等
石原 俊彦	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 教授 ※委員長
奥野 美奈子	株式会社京都フィナンシャルグループ 取締役
辻本 尚子	(株)みやこ不動産鑑定所 代表取締役
鳥居 聡	(株)スターナビゲーション・アソシエイツ 代表取締役
山本 晶子	武庫川女子大学共通教育部 教授

(五十音順、敬称略)

府民利用施設のあり方検証結果

1 改善が必要な施設（4施設）

●京都市中丹文化会館（無償貸付）

<p>前回検証結果</p>	<p>要改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の利用実態や近隣の類似施設の状況、老朽化の進行により、今後、施設改修が必要となることから、設置目的や必需性、今後の費用負担、施設移譲も含めて地元市町と検証を進めること。
<p>対応・改善策実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> コロナ後の施設の課題共有や本施設に最もふさわしい設置形態を含めた今後の施設のあり方について、意見交換を行い、継続して検証を実施中。 コロナ禍は利用者数、事業団の使用料収入ともに減少していたが、積極的に営業活動を行い、利用者の確保に努めた。
<p>取組の結果</p>	<p>◇利用者数、事業団の使用料収入について、コロナ禍前の水準に回復傾向にある。</p>
<p>なお残る課題・問題点</p>	<p>◆施設設置後、中丹文化会館は築41年経過しており、建物・設備の老朽化が進行。</p>
<p>府民サービス等改革検討委員会による改善意見等</p>	<ul style="list-style-type: none"> □中丹地域における文化振興の拠点として、また府民の交流の場として文化施設の役割を果たしている。 □一方で、中丹地域には同様の機能を果たす施設が複数存在しており、これらの施設も含めた中丹地域の文化施設のあり方を検討されたい。 □大規模改修等は差し迫った課題であるが、機能維持のみならず、よりマクロな視点での施設のあり方、有効活用を検討されたい。 □今後の施設のあり方について、地元自治体との意見交換を再開されたい。
<p>京都府の検証結果及び対応方向</p>	<p>要改善</p> <p><改善方策></p> <p>◎年々改修が必要となる箇所は増加していく中で、今後の施設のあり方や費用負担について、引き続き地元自治体と検討を進めること。</p> <hr/> <p><今後の対応></p> <p>○施設の利用実態や老朽化対策等を踏まえ、今後の会館のあり方について、引き続き地元市町と検討する。</p>

●京都府丹後文化会館（無償貸付）

<p>前回検証結果</p>	<p>要改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の設置以降、市町村合併により旧6町が1市に合併されたこと、施設の利用者が市内在住者中心になっていること、老朽化の進行により、今後、施設改修が必要となることから、設置目的や必需性、今後の費用負担、施設移譲も含めて地元市町と検証を進めること。
<p>対応・改善策実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度以降、京丹後市が開催する京丹後市文化芸術振興審議会に参画するなど、今後の施設のあり方を含む文化行政施策について継続して議論を行い、検証を実施中。 コロナ禍は利用者数、事業団の使用料収入ともに減少していたが、積極的に営業活動を行い、利用者の確保に努めた。
<p>取組の結果</p>	<p>◇利用者数、事業団の使用料収入について、コロナ禍前の水準に回復傾向にある。</p>
<p>なお残る課題・問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆利用者数は、ピーク時（昭和61年度）から半減。 ◆施設の利用者は、特定の自治体（京丹後市）の住民中心の利用となっている状況。 ◆施設設置後44年経過しており、建物・設備の老朽化が進行。
<p>府民サービス等改革検討委員会による改善意見等</p>	<ul style="list-style-type: none"> □丹後地域における市民交流の場として会館の役割を果たしていくため、府と地元自治体との協議を継続されたい。 □府内全域の均衡の取れた文化芸術サービスの提供を想定した場合、府として一定の水準を維持していく必要があり、地元自治体と連携した有効性と効率性の向上について検討されたい。 □稼働率が低く、利用度等の向上については今後更なる工夫が必要。 □大規模修繕は喫緊の課題。今後の改修費用の負担について検討を要する。
<p>京都府の検証結果及び対応方向</p>	<p>要改善</p> <p><改善方策></p> <p>◎年々改修が必要となる箇所は増加していく中で、今後の施設のあり方や費用負担について、引き続き地元自治体と検討を進めること。</p> <hr/> <p><今後の対応></p> <p>○施設の利用実態や老朽化対策等を踏まえ、今後の会館のあり方について、引き続き地元市町と検討する。</p>

●京都府長岡京記念文化会館（無償貸付）

<p>前回検証結果</p>	<p>要改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用実態や近隣の類似施設の状況、老朽化の進行により、今後、施設改修が必要となることから、設置目的や必需性、今後の費用負担、施設移譲も含めて地元市町と検証を進めること。
<p>対応・改善策実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ後の施設の課題共有や本施設に最もふさわしい設置形態を含めた今後の施設のあり方について、意見交換を行い、継続して検証を実施中。 ・コロナ禍は利用者数、事業団の使用料収入ともに減少していたが、積極的に営業活動を行い、利用者の確保に努めた。
<p>取組の結果</p>	<p>◇利用者数、事業団の使用料収入について、コロナ禍前の水準に回復傾向にある。</p>
<p>なお残る課題・問題点</p>	<p>◆施設設置後、長岡京記念文化会館は築36年経過しており、建物・設備の老朽化が進行。</p>
<p>府民サービス等改革検討委員会による改善意見等</p>	<ul style="list-style-type: none"> □乙訓地域における文化振興拠点として会館の役割を果たしていくため、府と地元自治体との協議を継続されたい。 □大規模修繕は喫緊の課題。今後の改修費用の負担について検討を要する。 □交通の便も良く、長岡京市以外の利用者も多いことから、広域的な観点でこの地域でのランドマークとなるような施設のあり方を検討されたい。
<p>京都府の検証結果及び対応方向</p>	<p>要改善</p> <p><改善方策></p> <p>◎年々改修が必要となる箇所は増加していく中で、今後の施設のあり方や費用負担について、引き続き地元自治体と検討を進めること。</p> <hr/> <p><今後の対応></p> <p>○施設の利用実態や老朽化対策等を踏まえ、今後の会館のあり方について、引き続き地元市町と検討する。</p>

●京都府立堂本印象美術館（指定管理者）

<p>前回検証結果</p>	<p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堂本印象の価値を高める取組、利用実態や採算性を踏まえた運営マネジメントにより、幅広い層の利用を促進する取組を行うこと。
<p>対応・改善策実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の諸団体と連携して地域の振興と活性化を図ることで、立地する地域における美術館の存在価値を高める取り組みを実施中。 ・堂本作品以外の作品展示にも積極的に取り組んでおり、幅広い層の利用を促進。 ・隣接する立命館大学と連携して美術館の利活用を共同で検討し、大学のクラブによる展示やイベント利用を促進するとともに、グッズの制作、広告作成などにも取り組み、新たな美術館利用者の創出に努めている。
<p>取組の結果</p>	<p>◇コロナ禍で減少した利用者数、利用料金収入は回復傾向にある。</p>
<p>なお残る課題・問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆有料利用者の更なる増加が必要（利用者の多くは無料の65歳以上）。 ◆リニューアル後、継続した集客の手法の検討が必要。 新たに取り込む利用者（大学生・一般観光客・外国人）の集客に向けた取組等が必要。
<p>府民サービス等改革検討委員会による改善意見等</p>	<ul style="list-style-type: none"> □外国人を含む観光客を取り込むことを検討されたい。 □堂本印象ブランドを高めるようなグッズ作成や広報を引き続き強化すべき。 □入館料の見直しや貸館としての活用などを含めた新たな収入確保対策が必要。 □展示品の撮影許可の緩和や休憩スペース、カフェの併設など、近年、美術館では当たり前になってきていることについて実施を検討されたい。
<p>京都府の検証結果及び対応方向</p>	<p>要改善</p> <p><改善方策></p> <ul style="list-style-type: none"> ◎引き続き、堂本印象の価値を高めながら、貸館利用、写真撮影可能な作品展示など、より柔軟な施設運営を行うこと。 ◎外国人を含む観光客を取り込む工夫や認知度向上に繋がる取組を推進すること。 <hr/> <p><今後の対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ○多様な主体と連携しながら、堂本印象美術館の魅力向上を図り、利用促進や収益確保に向けた取組を推進する。

2 当面継続が妥当な施設（2施設）

●京都府立丹後海と星の見える丘公園（指定管理者）

<p>前回検証結果</p>	<p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SDGsに関する発信や観光資源との連携等、施設の存在や設置意義をアピールするための取組を行い、認知度の向上を図ること。 ・引き続き、利用者数の拡大に向けた自主事業の実施等、利用促進の取組を行うこと。
<p>対応・改善策 実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに作成した団体向けの利用案内に、公園の運営を通して、「SDGs」の達成に向けて取り組む旨を盛り込んだ。また、営業活動も積極的に行い、京都府南部の学校等へ認知度・利用率向上に努めた。 ・体験プログラムについては、海ゴミをはじめとした環境問題に関する講義をオンラインで展開し、SDGsについて考える機会を提供。 ・また、宿泊においても、旬のものや地のものにこだわった身体に優しい料理や、地域の方から譲り受けた古道具をリメイクした本棚など、公園の運営の中での「SDGs」を意識しているとともに、来園者への気付きを促している。 ・京都教育大学の学生と周辺マップを作成し、観光資源であるジオパークの紹介及びSDGsの理解促進を目的としてポスター掲示とホームページの作成を行った。 ・コロナ禍をきっかけに、個人が年間を通じて利用でき、大人も楽しむことを提案する「けとはれのあわい」をブランディングした。
<p>取組の結果</p>	<p>◇宿泊のブランディングにより、これまで利用の少なかった若年層の女子グループや一人旅などの利用が少しずつ見られるようになってきた。</p>
<p>なお残る課題・ 問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ポストコロナを踏まえ、家族・個人向けの宿泊に力を入れた結果、利用料金収入はコロナ前程度に回復しているが、目標値までは達していない。 ◆宿泊施設の南丹・中丹管内の利用者組数が少ない。 ◆学校向けの公園であるイメージや、宿泊施設があることを知らない人が多いことが考えられるため、引き続き施設PRをしていく必要がある。

<p>府民サービス等 改革検討委員会 による改善意見 等</p>	<p>□指定管理者による運営は工夫が見られ、環境先進地京都の学習施設として、また京都府北部の広域公園としての役割を果たしている。</p> <p>□今後一層の利用促進を進め、施設の有効性と効率性を高めてゆくためには、地元自治体との積極的な連携をすべき。</p> <p>□知名度の向上のための広報の拡充及び外国人を含め府民以外の利用者を増やすための更なる工夫を期待する。</p> <p>□団体利用として、小中学校の学年単位より規模の小さい学童保育や大学ゼミ、企業研修のレクリエーション利用などを想定した広報活動も必要と考える。</p>
<p>京都府の検証結果及び対応方向</p>	<p>継続</p> <p><改善方策></p> <p>◎外国人観光客を含め府民以外の利用向上も図りながら、認知度の向上を促進すること。</p> <p>◎施設の有効性と効率性を高めていくために、地元自治体と積極的な連携を進めること。</p> <hr/> <p><今後の対応></p> <p>○これまで以上に府民利用を促進するとともに、府外を含めた利用者に向けた情報発信等を積極的に行う。</p> <p>○施設規模に合う利用者（大学ゼミ、企業研修など）への積極的な広報活動を行う。</p> <p>○地元自治体と連携し、地域の交流拠点としての利活用を図る。</p>

●京都府立府民ホール（指定管理者）

<p>前回検証結果</p>	<p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術会館との関係性を基軸においた本施設のあり方について検討を行うこと。 ・施設の機能と活用方法の改善を図り、高いクオリティのホールとしての施設の魅力の向上を図ること。
<p>対応・改善策 実施状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・府民ホール、文化芸術会館の両施設の特性を踏まえ、府民ホールにおいては、一層魅力ある音楽公演に取り組み、利用者数の増化を図っている。 ・新たな取り組みとしては、公募により子ども達に歌うこと踊ることの楽しさを知ってもらう創作音楽劇や、通常のコンサートでは入館をお断りしている未就学児のためのコンサート、子育てに追われて自分の時間が取れない子育て世代に少しでもリフレッシュしてもらえるコンサートを実施 ・自在に変形できる舞台や音響の良さなど機能を最大限に活かせるよう、主催者や演者などの意見や提案を積極的に取り入れることにより、魅力ある演出を実施。 ・令和6年1月～8月にかけて、特定天井の耐震化及び音響・照明設備の更新。
<p>取組の結果</p>	<p>◇利用者数、利用料金収入について、コロナ禍前の水準に回復傾向にある。</p>
<p>なお残る課題・ 問題点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆施設・設備の老朽化が進行 ◆利用者の年齢層が高い
<p>府民サービス等 改革検討委員会 による改善意見 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> □場所的優位性・芸術知見を深めるコンテンツ等、京都府の文化芸術活動の場として文化施設の役割を果たしている。 □外国人観光客の取り込み等、利用度の向上については今後の更なる工夫を期待。 □公共性をより向上させるために、レストランやカフェなどといった劇場以外の周辺施設の充実を図ることも課題。 □京都府を代表する文化施設としての品格を保つイメージ戦略が必要な施設。

<p>京都府の検証結果 及び対応方向</p>	<p style="text-align: center;">継 続</p> <p><改善方策></p> <p>◎外国人観光客の取り込み等、利用度の向上について更なる取組を推進すること。</p> <p>◎品格のあるホールとしての魅力向上を図り、施設全体の充実を図ること。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><今後の対応></p> <p>○品格あるホールとしてのブランドイメージを守りながら、予約のない日の施設の活用方法や、空きスペースの柔軟な活用などを検討し、より多くの人々に開かれたホールとして様々な活性化を図る。</p>
----------------------------	---

<p>常任委員会資料</p>	<p>左京警察署の再編について</p>	<p>令和6年9月26日</p>
----------------	---------------------	------------------

1 再編時期

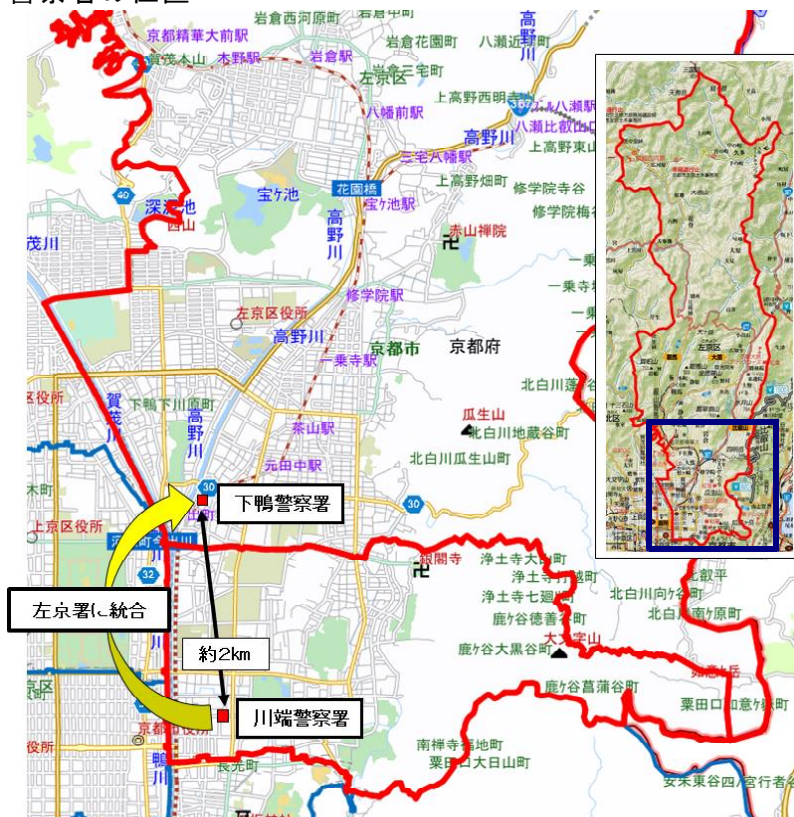
令和8年春

下鴨警察署を左京警察署本庁舎、川端警察署を左京警察署分庁舎として運用

2 再編の目的

- 「警察署等の再編整備実施計画」に基づき、平成17年4月から現在までに31警察署を25警察署に再編しており、警察署の統合を必要とする再編は、左京警察署を残すのみである。
- 変貌著しい社会情勢に対応するため、組織の態勢や業務運営の在り方を抜本的に見直し、組織全体の最適化を図ることが喫緊の課題となっているところ、新庁舎の完成を待たず2警察署の統合を早めて再編することで人的リソースを捻出し、現場活動の強化や新たな治安事象への対応のために再配分する。

3 警察署の位置



「警戒の空白」を生じさせない新たな地域警察運営



基本的な考え方 (Basic Concept)



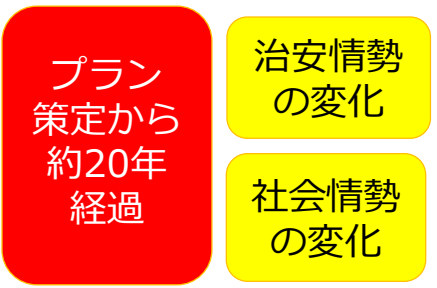
日勤制交番・直轄警ら班の運用 (Operation of Day Shift Patrols and Directly Managed Patrols)



警察署パトカーの広域運用 (Wide-area operation of police station patrol cars)



「交番・駐在所等の機能充実・強化プラン」の改定 (Revision of the Plan for Enhancement and Strengthening of Functions of Patrols and Police Stations)



- 治安・社会情勢の変化に対応 (Respond to changes in security and social situation)
- 地域の実情に応じた運用 (Operation according to local circumstances)
- 柔軟な人員配置 (Flexible personnel deployment)

具体的内容(案) (Specific Content (Proposal))

- 近接している複数施設の統合 (Integration of multiple facilities in close proximity)
- コミュニティや日常生活圏を考慮した運用 (Operation considering community and daily life circles)
- 官公庁周辺やオフィス街における平日運用 (Operation on weekdays in government offices and office districts)
- 繁華街・歓楽街等における夜間運用 (Operation at night in busy streets and entertainment districts)

常任委員会資料	京都府警察手数料徴収条例の一部改正について	令和6年9月26日
---------	-----------------------	-----------

1 概要

道路交通法施行令（昭和35年政令第 270号）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第 145号）の一部改正に伴い、関係する条例について所要の改正を行うもの

2 京都府警察手数料徴収条例（平成12年京都府条例第16号）の一部改正

道路交通法施行令の一部改正による運転免許等に関する手数料の改正及び自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正による保管場所標章交付手数料等の廃止を受け、警察関係事務の手数を定める京都府警察手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

現 行		改 正	
条例別表第1（第2条、第5条関係）		条例別表第1（第2条、第5条関係）	
1～6 略	略	1～6 略	略
7 道路交通法に基づく運転免許試験の実施等の事務で規則で定めるもの	1件につき79,200円を超えない範囲内において標準額を基準として規則で定める額又は1時間につき <u>4,450円</u> を超えない範囲内において標準額を基準として規則で定める額	7 道路交通法に基づく運転免許試験の実施等の事務で規則で定めるもの	1件につき79,200円を超えない範囲内において標準額を基準として規則で定める額又は1時間につき <u>4,650円</u> を超えない範囲内において標準額を基準として規則で定める額
8・9 略		8・9 略	
別表第2（第2条、第5条関係）		別表第2（第2条、第5条関係）	
1 略		1 略	略
2 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)に基づく <u>自動車の保管場所の審査等の事務で規則で定めるもの</u>	1件につき2,040円を超えない範囲内において <u>規則で定める額</u>	2 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号) <u>第4条第1項の規定による自動車の保管場所の審査</u>	1件につき2,040円
3・4 略		3・4 略	

3 条例改正の日程

令和6年12月定例会で改正案を上程予定

経済安全保障・サイバー攻撃対策「南部拠点」設置構想

令和6年9月



外国への技術流出リスクの
3つのパターン

技術流出の脅威



サイバー攻撃



スパイ工作



経済・学術活動

最先端の技術・研究を保有するけいはんな学研都市は、上記3つの手法により、外国から技術を窃取される危険性が非常に高い。

アウトリーチ活動

個別訪問

相談受理

招致・訪問型講演

「南部拠点」

けいはんなプラザ



違法行為の取締り

情報収集・分析

実態解明

南部拠点設置により見込める効果

- ◆個別訪問等の頻度増加による企業等の技術流出防止意識の向上
- ◆技術窃取を企図する外国に対するけん制的予防効果
- ◆重要施設であるデータセンターに対する警戒力の強化
- ◆安全な環境構築と企業等に対する安心感の付与により企業誘致の更なる促進

安全・安心感の付与によるグレーターけいはんな広域連携プロジェクトやポスト万博シティ構想の促進

経済安全保障対策・サイバー攻撃対策

経済安全保障対策・サイバー攻撃対策に係るアウトリーチ活動の強化

【アウトリーチ活動とは】

企業や大学などの技術流出防止対策に役立つ「(これまで警察が解明してきた)技術流出の手口」や「有効な対策のノウハウ」を提供することにより、企業の自主的な流出防止対策を支援すること。

予算特別委員会総務・警察分科会
議案審査依頼表

議案番号	件名
1	令和6年度京都府一般会計補正予算（第2号）中 歳入全部 ただし、他の分科会に審査依頼する特定財源を除く。

令和6年9月府議会定例会

審査依頼議案

予算特別委員会 総務・警察分科会

審査依頼議案

(審査依頼議案)

第1号議案

令和6年度京都府一般会計補正予算(第2号)中、所管事項

令和6年度9月補正予算財源別概要

(一般会計)

(単位 百万円)

区 分		現計予算額	9月補正予算額	合計	摘 要
歳 出		998,782	1,017	999,799	
財 源 内 訳 一 般 財 源	国 庫 支 出 金	79,486	852	80,338	
	使 用 料 ・ 手 数 料	10,989	—	10,989	
	分 担 金 ・ 負 担 金	1,398	—	1,398	
	財 産 収 入	1,381	—	1,381	
	寄 附 金	798	—	798	
	繰 入 金	22,623	—	22,623	
	諸 収 入	162,157	—	162,157	
	府 債	55,075	100	55,175	
	計	333,907	952	334,859	
	府 税	284,000	—	284,000	
	地 方 消 費 税 清 算 金	121,000	—	121,000	
	地 方 譲 与 税	49,169	—	49,169	
	地 方 特 例 交 付 金	5,930	—	5,930	
	地 方 交 付 税	189,300	65	189,365	
	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	400	—	400	
	基 金 繰 入 金	34	—	34	
	収 益 事 業 収 入	3,100	—	3,100	
	繰 越 金	500	—	500	
	そ の 他 収 入	2,342	—	2,342	
府 債 (臨 時 財 政 対 策 債 等)	9,100	—	9,100		
計	664,875	65	664,940		